

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名： 特定非営利活動法人『サークル・福寿草』 (認証番号21地福第1490-2号)
訪問調査 実施日： 平成22年12月8日(水)

②事業者情報

名称:(法人名)社会福祉法人 信竜福祉会 (施設名) 明治保育園	種別:(施設種別) 保育所 (基準の種類) 児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長) 伊藤信太郎	定員(利用人数): 150名
所在地:〒492-8318 愛知県稲沢市浅井町八神21番地	TEL 0587-36-5630

③総評

◇特に評価の高い点

保育の実践面では、創業者でもある園長を中心にして、主任保育士・保育士のチームワークのもとで、創業者園長の保育に掛ける熱い思いを保育理念として、基本的な取組みが為されていると判断した。具体的には、子供たちへの暖かい配慮として、足に優しくという思いから『運動場の芝生化』や充分すぎるくらいの『絵本の蔵書』また、子供たち中心に据えた『園舎並びに設備の改良・改築』等から覗うことができる保育園である。時として、関係官庁とも熱い交渉を重ねて、子ども達が伸び伸びと生活できる保育園を創ってこられた様子が随所に見受けられる。

今後、『より地域の実態に即した保育園を』という方針の検討を開始されたことは積極的に評価したい。

◇改善を求められる点

今後、保育が保育サービスとしての機能が社会的に求められる方向であるので、利用者(子どもと保護者)からの意見や提案等の受理手順や対応策等を規定したマニュアル類の整備が望まれると判断し、その整備を期待したい。

あわせて、現行の規定やマニュアル類の定期的点検・整備も期待したい。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

日頃から、保育内容、保育方法について話し合い意識統一を行ってきたつもりではありましたが、今回、評価項目や評価基準を参考とし改めて園全体、職員一人ひとりが問題意識を持ち取り組むことができました。今後はこちらご指摘頂いた項目について整備を行い、更なる保育の向上を目指し、地域に根ざした保育園となれるよう努力していきたく考えています。

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(82項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	① ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	① ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	a ・ ② ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	a ・ ② ・ c

評価機関のコメント

★運営の理念、保育の理念、基本方針が「保育園のしおり」「保育園だ～いすき」(パンフレット)の他に、インターネットのホームページにも解り易く記載されている。
 ★「保育園のしおり」「保育園だ～いすき」(パンフレット)等に「保育の基本方針」として記載されている。保育の基本方針は、園の保育目標と共に、年齢別保育計画に展開されている。
 ★職員は、運営理念、保育の理念、保育の基本方針等を「保育園しおり」「保育園だ～いすき」「ホームページ」等で記載内容を確認している。職員会議、保護者説明会などでも園長の説明を聞いている。
 ★パンフレットの配布、ホームページの公開、また、保護者には、入園説明会、保育参観、個別懇談会などで、保育の理念や保育の基本方針を説明している。しかしながら、現状では地域住民や関係機関等外部への周知は為されていない。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ ③ ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ ③ ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	a ・ ③ ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	④ ・ b ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	④ ・ b ・ c

評価機関のコメント

★市街地の拡大と共に住宅開発が進み、高層住宅や個建住宅が建築されている。園の周辺には若い世代が移り住み、幼児も増加している。園児の増加が見込まれているので、園舎の改修や施設の整備を計画的に進めている。稲沢市の関係窓口と連携して、市の保育計画の動向を把握して、中長期計画に反映させている。
 ★単年度の事業計画として、年間行事計画、園児募集、職員体制の強化、研修計画、設備整備などに展開、策定されている。
 ★事業計画は、基本的に園長の裁量事項として取り扱われている。計画の策定段階では職員リーダーや一部の職員の意見を提案を聴取し、計画立案の参考にしている。
 ★毎月の職員会議や園行事の際に、事業計画や関連事項について職員に説明し、周知を図っている。
 ★入園説明会、保育参観、個別懇談会での説明や「保育のしおり」、パンフレットなどを配布して、保護者への周知を図っている。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	① ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	① ・ b ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	① ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 13	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

★管理者は、運営法人の実質的な責任者であると共に保育園の園長を兼ねている。保育事業を始めた当初の信念を大切に、地域の特性を生かした園の運営に努めている。法人の実質責任者として、「職員の雇用保障」と「地域課題解決」こそ最大最優先すべき責務であるという信念に基づいて従事している。職員や職員リーダーも園長の方針を良く理解している。

★児童憲章の序文（児童は、人として尊ばれる。…等の3つのフレーズ）を「保育園のしおり」に明記している。保育事業に関連法規や解説資料等を取り揃え、職員の研修にも活用している。

★長年保育に携わってきた経験と園長の個性豊かな信条に基づき、園運営の方針を明確にしている。園運営のいたるところに園長のリーダーシップが発揮されている。職員リーダーが業務全般を掌握して、保育の質の向上に取り組んでいる。

★広い園庭の芝生化や駐車場のスペース拡大、園舎の改修や拡張整備など、園児の保育環境整備や保護者の利便性を考えた取り組みをしている。日常業務の効率化や改善は職員リーダーを中心に行われている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	① ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	保 15	① ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	a ・ ② ・ c

評価機関のコメント

★園長は、愛知県社会福祉協議会の保育部会の要職を長年にわたり就任してきた。この実績とそれにより培われたネットワークを生かし、多方面から必要な情報を収集して、事業経営に反映させている。

★地域の特殊性を考慮して、保育園経営の豊富な経験を生かした経営を行っている。地域の動向やニーズに対応した経営となっている。

★公認会計士が運営法人の役員（理事）に就任しているが、第三者評価制度の外部評価に該当しない。会計基準は公認会計士の指導、助言を受け、業務処理は行政が示す基準、手法に準じて行われている。

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
II-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	a ・ ⑥ ・ c
II-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	a ・ ⑥ ・ c
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	a ・ ⑥ ・ c
II-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	a ・ ⑥ ・ c
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	a ・ ⑥ ・ c
II-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	保 22	a ・ ⑥ ・ c
II-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	a ・ ⑥ ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	a ・ ⑥ ・ c

評価機関のコメント

★保育に必要な人材は、「保育の基準」に従って確保されている。職員体制や要員の確保は、園児数の変動や保育の方針に応じて、適切に行われている。

★業務実績や能力に基づく評定や人事考課は実施されていない。稲沢市の保育職員の処遇に沿って行われている。人事考課は一律で、相対的な評価でもない。

★職員の平均勤続年数は概ね5年未満となっている。乳児保育には経験のある保育士を、幼児保育には若年の保育士が配置されている。主任保育士以外の職員は、業務の支障が生じないように、適切に有給休暇を取得している。

★福利厚生として、愛知県民間社会福祉事業職員共済会の退職金の支給規定等が適用されている。法人および園の独自厚生事業として、研修と慰安を兼ねた社会見学旅行に補助金を支給している。

★年間の職員指導計画が作成され、これに基づき職員は行政の講習や研修に参加したり、園内研修を受けている。参加者は研修内容を職員会議などで報告や発表をしている。

★職員指導計画に基づき、業務遂行に必要な職員を研修に参加させている。しかし、職員の資質向上に向けた研修は限られている。

★園長は研修に参加する職員に対して、研修のテーマを事前学習の上参加するよう指導している。研修終了後は報告書を作成させ、回覧や会議での報告をさせている。報告書は閲覧できるように管理されている。

★実習生の受入れや指導のマニュアルがある。稲沢市内や近郊市の保育士養成校より定期的の実習生を受け入れている。

II-3 安全管理

		第三者評価結果	
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	① ・ b ・ c
II-3-(1)-②	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 26	① ・ b ・ c
II-3-(1)-③	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	保 27	① ・ b ・ c
II-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	保 28	① ・ b ・ c
II-3-(1)-⑤	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	保 29	① ・ b ・ c
II-3-(1)-⑥	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	保 30	① ・ b ・ c
II-3-(1)-⑦	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 31	① ・ b ・ c
II-3-(1)-⑧	不審者の侵入時など対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 32	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

★「福祉施設安全マニュアル」を整備し、事故や感染症の防止や予防に備えている。事故や感染症が発生した場合の通報、連絡、報告および職員の役割分担等を定めている。遊具や危険箇所の定期点検と安全に関する情報収集に努めている。

★「福祉施設安全マニュアル」に基づき、「安全管理チェックリスト」による施設、備品等の定期および随時の安全点検を行っている。

★「福祉施設安全マニュアル」に「健康対策」の項目を設けて、感染症の予防と発生時の対策を定めている。園だよりや園内掲示物、職員の口頭説明により、保護者や関係者に迅速に連絡している。

★園内に給食の調理設備があり、稲沢市の給食献立表に準じた給食を行っている。調理員は市が定めた「衛生管理点検表」に基づいて、衛生管理等に努めている。

★「福祉施設安全マニュアル」に「食中毒対策」が明記されている。調理職員は衛生管理の徹底を図り、食中毒の発生防止に努めている。食中毒の警報や発生が生じた場合の対応は調理職員をはじめ全職員が速やかに対応できるよう普段から取り組んでいる。

★「福祉施設安全マニュアル」に「事故やケガの対策」の規定がある。「事故防止チェックリスト」や「危険場所チェックリスト」を用いて、年間に3回の点検および予防対策を実施している。毎月、園児を対象に安全指導を行い、「安全保育指導実施記録」を記入している。

★「福祉施設安全マニュアル」に「火災対策」「地震対策」「暴風対策」の項目規定がある。火災発生時の対応(役割分担、緊急連絡)、地震発生時の対応(任務分担、園児の安全確保、避難場所、保護者連絡)、暴風・台風、豪雨時の対応(警報発令、職員任務、保護者連絡)などをマニュアルに沿って具体的な取り組みをしている。

★「福祉施設安全マニュアル」に「不審者対策」の規定がある。理由なく園内に入ろうとする者、園児に危害を加えようとする者に対して、園児を犯罪の被害から守るため必要な体制を整えている。不審者への対応、未然防止対策、通報や隔離、防犯訓練など、安全管理への取り組みをしている。

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 33	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(1)-②	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 34	a ・ Ⓑ ・ c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 35	a ・ Ⓑ ・ c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	保 36	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	保 37	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	保 38	a ・ Ⓑ ・ c
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 39	a ・ b ・ Ⓒ

評価機関のコメント

★地域内の子育て中の家庭・家族および自治区の役員や民生委員に対して、夏祭り、運動会、バザーなどへの参加を呼びかけている。未就園児を対象とした体験入園も、毎月行われている。

★防犯や安全確保などの課題もあり、園庭の地域開放は容易ではない。現状、運動会、人形劇の鑑賞会、移動動物園(いちご動物園)のふれあい会、節分の豆まきなど、園行事を地域の人に開放している。また、絵本やお話本の蔵書が多く、これらの読み聞かせや貸し出しを行っている。

★「ボランティア受入れマニュアル」を整備している。現状、高校生や専門学校生のボランティアを受け入れている。また、中学生の職場体験学習を「社会見学の場の提供」として受け入れている。

★「保育園の関係機関一覧」を作表して、必要とする関係者および職員に配布している。この一覧表に警察署や消防署などの情報が加えられれば、より良いものとなろう。

★保健センターや児童相談所とは、知的障害のある幼児や保護者について相談したり、情報の交換を、虐待情報については、市役所の窓口、小学校、児童相談所、民生・児童委員との連絡を、中学校には、体験学習の受け入れを、随時行っている。

★地域のニーズ把握は積極的には実施していないとの自己評価であるが、地域の特殊性(世襲の多世代家族と転入の核家族の混在など)に配慮した独自の園運営を行っている。

★地域のニーズに基づいた具体的な事業は実施していないとの自己評価であるが、地域の特殊性や実態に即した独自の取り組みをしようとしている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 40	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 41	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(2)-①	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るなど利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 42	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 43	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 44	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 45	a ・ b ・ ㉔

評価機関のコメント

★基本理念や基本方針に、それぞれの子どもの特성에応じた発達を援助する保育等、利用者を尊重した保育サービスの実施について明示されており、個々に対する関わり方、目線を合わせる等、十分に配慮されている。会議等で共通理解をもつための取組を行っているが、全職員に周知させることができないのが課題と認識されている。

★マニュアルが整備されており、職員は交代で外部研修に参加し、研修報告をもとに内部研修を行っている。園は職員に対して毎年保護誓約書を作成し、プライバシー保護に取り組んでいる。保護者に対して書面で説明している。

★年2回保護者懇談会を行っている。また、送迎時に保護者と情報交換を行っている。保護者の意向に関する調査(利用者アンケート)を年1回実施し、その結果を会議で検討し保護者に報告している。

★利用開始時に説明を行い、意見箱も設置されている。意見箱の利用はあまりなく、直接先生方に訴えることが多い為、相談や意見を述べやすい環境にある。複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを分かりやすく説明した文書も配布されており、担任以外も相談を受け付けている。

★苦情解決のマニュアルが作成してあり、また受付書、受付報告書、解決結果報告書を作成し、記録、保護者へフィードバックしている。

★保護者からの意見には迅速に対応され、保育の改善に反映されている。意見や提案を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について規定したマニュアルの整備を早急に行うとの事で、今後に期待される。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。			
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 46	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(1)-②	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 47	a ・ ㉔ ・ c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 48	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 49	a ・ ㉔ ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 50	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 51	a ・ b ・ ㉔
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 52	a ・ ㉔ ・ c

評価機関のコメント

★年1回の自己評価、今回の第三者評価と、定期的に評価を行う体制が整備されている。自己評価後、園長先生と個別に面接し、保育の質の向上や改善のための取り組みもおこなわれている。

★評価結果の分析は行っているが、突発的に行う会議のためか問題解決に至らず、職員間で課題の共有化は図られるものの、改善策や改善実施計画を立て実施することができない。

★片付けの意義、手洗いの意義、挨拶の意義の発達の特徴、ねらい、子どもの姿、保育士の援助、配慮を1～5才にわけて標準的な実施方法が文書化されている。又、職員に周知もされ、標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうか確認されている。

★マニュアルの改訂記録、検討会議の記録はない。計画の見直しを定期的に行っており、家族からの意見を反映している。

★指導計画、発達状況、保育目標、生活状況が統一された書式一式で記録されている。また、記録内容、書き方に差異が生じないように、新人職員に対して記録の記入マニュアルを配布し、主任が指導している。関係する全職員は会議で内容を把握している。

★利用者に関する記録の管理についての規定、情報開示を求められた場合に関する規定共に無い。今後作成予定。記録管理の責任者は園長と設置されている。

★週1回の職員会議で話し合い、職員間で情報を共有している。また必要に応じて関係する職員での話し合いも行っている。引継ぎはノートを活用し、体調不良など全職員が周知できるようになっている。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果	
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 53	① ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 54	① ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
Ⅲ-3-(2)-①	保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 55	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

★入園希望者の見学はいつでも可能。体験利用希望に対しては、年間で計画を立てて対応している。市が発行しているパンフレットに園の紹介が掲載されており、市役所で入手することができる。

★園のパンフレット等で保護者に対して説明している。説明会では2時間かけて説明している。

★引継ぎ文書の書式は整備されており、希望があれば用意できる。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果	
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 56	① ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 57	① ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 58	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

★身体、生活状況を統一した様式によって把握、記録されている。入園前の面接(11月)や体験利用時にアセスメントを行っている。

★年度始め、懇談会(年2回)で保護者の意向を把握し、サービス計画を策定している。

★計画の評価、見直しを定期的実施している。

Ⅲ-5 保育の固有サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 健康管理・食事サービスが適切に行われている。			
Ⅲ-5-(1)-①	登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 59	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 60	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 61	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	保 62	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 63	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑥	アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て適切な対応を行っている。	保 64	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 保育環境が適切に整備されている。			
Ⅲ-5-(2)-①	子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 65	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	保 66	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 保育内容が適切に行われている。			
Ⅲ-5-(3)-①	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	保 67	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-②	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対処している。	保 68	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-③	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	保 69	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-④	身近な自然や社会と関わられるような取組がなされている。	保 70	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑤	さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	保 71	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑥	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	保 72	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑦	子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	保 73	a ・ ② ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑧	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	保 74	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑨	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 75	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑩	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 76	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑪	障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 77	非該当
Ⅲ-5-(3)-⑫	一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を考慮しながら行っている。	保 78	非該当
Ⅲ-5-(4) 入所児童の保護者の育児支援が適切に行われている。			
Ⅲ-5-(4)-①	一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	保 79	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-②	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	保 80	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに保育所長まで届く体制になっている。	保 81	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-④	虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	保 82	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

- ★健康管理に関するマニュアルがあり、各クラスごとに健康管理計画表もある。体調不良の場合、37.5°で家族へ連絡される。急を要しない限り静養させるが、嘔吐、下痢が強い場合はお迎えに来てもらうなど、その日の過ごし方について柔軟に対応されている。
 - ★4月と10月の年2回、健康診断、歯科検診が行われている。受けなかった園児は園バスで後日受診と柔軟に対応。家庭保育に有効に反映されるよう、異常があった場合、保護者に伝達されている。又、全職員に周知もされている。
 - ★子ども達は、かいわれ、ブロッコリー、キャベツを栽培し、また近所の畑で芋掘りを体験して、それを食材として食事を楽しんでいる。食事中は子ども同士で楽しそうに会話しながら食べていた。また、保育士は必要に応じて家庭での食事の様子を保護者から聴いている。
 - ★調理担当者が一緒に食べる機会をもち、食事の様子を見たり話を聞き情報収集されている。食事アンケートをとられたり、残食の調査記録や検食簿をまとめ、調理の工夫に反映させている。献立は市のものを活用。
 - ★献立表は事前(月末)に配布され、サンプルを提示し、その日の献立や量(乳児の分量を目安とする)を保護者にも知らせている。又、保護者が試食できる機会を設け、栄養、味付け、食べ方等、保育所で配慮していることを知らせている。食器の素材は安全性に留意し基準にあったものを使用されている。
 - ★マニュアルが整備されており、それに基づき対応している。入所前に保護者から聴き取りを行っており、医師の診断書もある。
-
- ★安全確保のため、遊具の点検を行っている。砂場の砂は定期的に熱処理されている。危険場所チェックリストを使い、保育士は環境の改善に取り組んでいる。
 - ★子どもが不安になった時などにいつでも応じられるように、保育士が身近にいて、一人ひとりの子どもが安心して過ごしていた。自然物を取り入れるなど、季節に併せた保育環境が工夫されていた。
-
- ★見学の際、保育士の子どもに対する言葉は丁寧で、登所時に泣く子どもに対して子どもの状況に応じて抱いたりやさしく声をかけたりしていた。主任先生は各職員の質の向上を目指され、現状にとどまることなくスキルアップを目指されている。
 - ★排泄は一斉だが、その他はトイレに行くことをせかしたり強制したりせずに、一人ひとりのリズムに合わせるようにされている。又子どもの気持ちを大切にしながら、子どもが自分でやろうとする気持ちを育む工夫をされている。
 - ★子ども達は各部屋にある玩具、絵本を自由に取り出し遊んでいる。また園庭は広く、自由に走り遊ぶことができる。保育士は子どもの様子に合わせ、一緒に活動している。
 - ★年1回の移動動物園や安全に配慮したコースの散歩に出掛ける等、動植物に接する機会をつくっている。季節感のある素材を利用した作品も飾られていた。年長は月1回社会見学に出掛け、マナー等を学ぶこともでき恵まれている。
 - ★教室に工作用具、折り紙、廃材を用意しており、子どもが自由に工作できる様になっている。各教室には、子ども達の作品が飾られており、子ども同士で作品について楽しそうに話している。
 - ★イベント(作品展等)は異年齢で行動し交流が行われている。
 - ★子どもがけんかした場面では、ケガのないよう注意し、見守り、両方の意見をきき判断し、子ども同士で解決するよう援助している。
 - ★子どもが自分の意見を保育士など大人にはっきり言うことができるよう、1人1人の考えや思いを聞くようにされている。権利擁護に関する研修の参加に期待したい。
 - ★保育士が性差による決めつけはしていない。子どもが好きな遊び、好きな色等、自由に選んでいる。
 - ★乳児保育のための環境として、もく浴の設備が用意されていたり、トイレにも配慮があったりと工夫されている。又、午睡チェック表もあり、SIDSにも職員は周知している。おむつ交換時もやさしく声をかけたりスキンシップをとりながら行っている。
 - ★17時過ぎまでの子どもに対しては、おやつを提供している。子どもは教室、園庭で自由に遊ぶ事ができる。
-
- ★送迎時や連絡帳で日常的に情報交換を行っている。また、定期的な懇談会とは別に、個別面談の機会を設け、子育て相談等に応じることもある。
 - ★保護者との情報交換の内容が決められた書式に記録されている。また、記入の仕方を指導している。
 - ★児童虐待マニュアルが整備されており、主任はマニュアルに基づき保育士を指導している。虐待を疑われる場合は園長に報告する体制ができている。
 - ★関係機関の連絡先が整備されている。